

鳩山町地域密着型サービス事業者等指導監査実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他関係法令及び通知に基づき、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び居宅介護事業者並びに居宅予防支援事業者（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）に対し、介護保険事業の健全かつ円滑な運営が行われるよう、町が行う指導及び監査について必要な事項を定め、地域密着型サービス事業者等が提供する介護サービスの質の確保及び介護保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導の方針)

**第2条** 町長は、地域密着型サービス、地域密着型予防サービス及び居宅介護支援並びに居宅予防支援（以下「介護給付等対象サービス」という。）の取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、指定基準等に照らし改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを方針とする。

(指導の形態)

**第3条** 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 地域密着型サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものをいう。
- (2) 実地指導 次の形態により、指導の対象となる地域密着型サービス事業者等の事業所において行うものをいう。
  - ア 一般指導 町が単独で行うものをいう。
  - イ 合同指導 町が埼玉県及び他市町村と合同で行うものをいう。

(指導の選定)

**第4条** 町長は、次の基準により指導を選定するものとする。

- (1) 集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容及び制度改正内容に基づく指導内容に応じて地域密着型サービス事業者等を対象に選定するものとする。
- (2) 一般指導 重点的又は緊急的に指導が必要と認められる地域密着型サービス事業者等を対象に選定するものとする。
- (3) 合同指導 一般指導の対象となった地域密着型サービス事業者等の中から選定するものと

する。

(集団指導の方法等)

**第5条** 町長は、集団指導の対象となる地域密着型サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該事業者等に通知するものとする。

2 集団指導の方法は、講習等の方式で行うものとする。

(実地指導の方法等)

**第6条** 町長は、実地指導の対象となる地域密着型サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導通知書(様式第1号)により当該事業者等に通知するものとする。

2 実地指導は、国が定める介護保険施設等実地指導マニュアル等に基づき実施し、町職員2人以上で行うものとする。

3 町長は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、当該事業者等に対して、実地指導結果通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

4 町長は、当該事業者等に対し前項の通知を行い、通知をした日から30日以内に実地指導改善状況報告書(様式第3号)により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

**第7条** 町長は、実地指導中に次の各号のいずれかに該当することを確認した場合は、実地指導を中止し、監査を行うことができるものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断されたとき。

(2) 介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められたとき。

2 町長は、監査の結果、指定基準違反等が認められたときは、法に規定する勧告、命令等及び許可の取消しの規定に基づき行政上の措置を講ずるものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第 号  
年 月 日

様

鳩山町長 印

### 実 地 指 導 通 知 書

介護保険法及び鳩山町地域密着型サービス事業者等指導監査実施要綱に基づき、下記のとおり実地指導を行うこととしたので通知します。

#### 記

- 1 根拠及び目的
- 2 対象事業所
- 3 日時及び場所
- 4 出席者
- 5 指導内容及び事前提出資料・当日準備資料
- 6 指導担当者

第 号  
年 月 日

様

鳩山町長

印

### 実地指導結果通知書

年 月 日に実施した介護保険法及び鳩山町地域密着型サービス事業者等指導監査実施要綱に基づく実地指導の結果については、次のとおり改善を要する事項があると認められたため通知します。

この通知に係る改善状況を記載した実地指導改善状況報告書を作成し、その状況を確認できる資料を添付した上で、下記に記載された報告期限までに提出してください。

#### 記

- 1 対象事業所
- 2 改善を要する事項
- 3 改善状況報告期限
- 4 その他

実地指導改善状況報告書

年 月 日

鳩山町長 宛て

所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け、第 号により通知のありました事項について、次の  
とおり改善結果を報告します。

1 指導事項

| 指導事項 |  | 改善報告欄 |
|------|--|-------|
| 1    |  |       |
|      |  |       |
| 2    |  |       |
|      |  |       |
| 3    |  |       |
|      |  |       |

2 注意事項

| 注意事項 |  |
|------|--|
| 1    |  |
|      |  |
| 2    |  |
|      |  |
| 3    |  |
|      |  |

※改善結果が確認できる資料を添付してください。